

①- 1 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）【小規模保育事業】

（平成 25 年 12 月 26 日現在の国の資料を基に作成）

項 目		区分	国の基準（案）		
			A型 （分園型）	B型 （中間型）	C型 （グループ型）
職員数・資格 要件	保育従事者	従	保育士	保育士＋保育従事者 （保育士割合 1/2 以上）	家庭的保育者 （＋家庭的保育補助者）
	0～2 歳児を 4 名以上受け入れる場合、保健師 又は看護師を 1 人に限って保育士としてカウ ント可				
	職員数	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 } +1 名		0～2 歳児 3 : 1 （補助者有 5 : 2）	
居室の設備・ 面積基準	設備	参	0・1 歳児 乳児室又はほふく室 2 歳児 保育室		
	面積		0・1 歳児 1 人 3.3 m ² 2 歳児 1 人 1.98 m ²		0～2 歳児 1 人 3.3 m ²
屋外遊戯場の 設備・面積基 準	設備	参	屋外遊戯場（付近の代替地可）		
	面積		2 歳児 1 人 3.3 m ²		
給食	給食	未定	自園調理（調理業務の委託は可能） 連携施設等からの搬入可（社会福祉施設、病院を含む）		
	設備		調理設備		
	職員		調理員（調理業務の委託を行う場合、連携施設等からの搬入を行う 場合は不要）		
耐火基準	耐火基準等	参	上乗せ規制あり ※保育室等を 2 階以上に設置する場合は、耐火・準耐火建築物であ ることを求める ※消火器等の消火器具、非常警報器具、手すり等の乳幼児の転落事 故防止設備（保育室等を 2 階以上に設置する場合）		
連携施設	給食に関する 支援	未定	Ⅰ 連携施設から搬入の場合 ・献立作成 ・給食の調理、搬入 ・個別対応（離乳食、アレルギー児、体調不良児対応等） Ⅱ 自園調理の場合 ・調理員の急な病休等で求めがある場合には、当該教育・保育 施設の運営に支障のない範囲で協力		
	嘱託医 （健康診断）		Ⅰ 小規模保育で嘱託医を別途委嘱する場合 ・基本的には対応不要 Ⅱ 連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合 ・必要に応じ、連携施設と合同で健康診断を行う		

項 目		区分	国の基準（案）		
			A型 (分園型)	B型 (中間型)	C型 (グループ型)
連携施設	園庭開放	未定	小規模保育から求めがある場合、連携施設の運営に支障のない範囲で園庭開放		
	合同保育		小規模保育から求めがある場合、連携施設の運営に支障のない範囲で合同保育		
	後方支援		保育士等の急な病休等で小規模保育から求めがある場合、連携施設の運営に支障のない範囲で協力		
	行事への参加		小規模保育から求めがある場合、連携施設の運営に支障のない範囲で協力		
	卒園後の受け皿		3歳からの新規入園希望者と比較して優先的に入園させる（連携施設の設定・明示が必要）		

（参考）

区分	効果	備考
従うべき基準 (従)	必ず適合しなければならない基準	法令等の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されます。
参酌すべき基準 (参)	十分参照しなければならない基準	法令等の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されます。